

佐賀県公共事業新規評価実施要綱（案）

第 1 目的

県が事業主体である公共事業（以下「事業」という。）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新たに着手する事業箇所について総合的な評価（以下「新規評価」という。）を実施する。

第 2 新規評価の対象とする事業

新規評価の対象事業は、県が行う別紙-1 に掲げる事業の範囲で、建設・維持・管理に関する事業のうち、事業費を予算化しようとする事業とする。

ただし、災害復旧等緊急を要する事業、全体事業費 1 千万円未満の小規模な事業又は別紙-2 に定める事業等については、この限りでない。

第 3 新規評価の実施

1 新規評価の実施続き

- (1) 新規評価の実施主体は、県とする。
- (2) 新規評価の実施時期は、原則として予算要求前までに行うものとする。但し、緊急に新規事業箇所に着手する必要がある場合はその都度評価を実施する。
- (3) 県は、事業の客観的な新規評価を実施するため、別に定める評価指標、評価基準及び判断基準からなる評価マニュアルを策定する。
- (4) 事業所管課は、評価マニュアルに基づき、事業箇所ごとに評価の結果をとりまとめた新規箇所評価調書（以下「評価調書」という。）を作成する。
- (5) 事業所管部局は、評価調書に基づき審議を行い、新規箇所採択に向けての要求方針を決定するものとする。

2 新規評価の視点

新規評価は、次の視点から行うものとする。

- (1) 事業の位置付け
- (2) 事業の必要性・効果
- (3) 事業の実施環境

3 新規評価結果の公表

県は、当初予算が成立した後、評価調書を公表する。但し、予算成立後、新たに事業箇所の評価を行った場合も同様とする。

第 4 新規評価の手法

1 評価マニュアルの策定

- (1) 県は、第3の2に掲げる新規評価の視点ごとに、各事業の特性を表す評価指標に基づき点数化を行い、その合計点を評価基準にあてはめ、当該評価基準により得られた結果を組み合わせ、判断基準により優先度を決定するため、評価マニュアルを策定する。
- (2) 県は、評価マニュアルを策定するに当たっては、あらかじめ、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。これを変更するときも、同様とする。
- (3) 県は、委員会からの意見を受けて、評価マニュアルを策定し、又は変更するものとする。

2 評価マニュアルの改善

県は、評価マニュアルの改善の必要性について随時検討を行うとともに、改善の必要性が生じた場合には、速やかに、委員会に諮り、その改善に努めるものとする。

3 評価マニュアルの公表

県は、策定した評価マニュアルを公表するものとする。

第5 委員会の設置

- 1 評価マニュアルについて審議を行うため、学識経験者等の第三者から構成される委員会を置く。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6 事務局

委員会の事務局は、県土づくり本部企画・経営グループに置く。

附則 この要綱は、平成14年8月27日から施行する。
この要綱は、平成16年7月27日から施行する。
この要綱は、平成17年6月30日から施行する。
この要綱は、平成22年10月28日から施行する。

別紙 - 1

県が行う事業の範囲は、県が事業主体である公共事業のうち、道路事業、河川事業、海岸事業、砂防事業、ダム事業、都市計画事業、住宅事業、港湾事業、農業農村整備事業、森林整備事業、治山事業及び漁港漁村整備事業とする。

別紙 - 2

1. 準備・計画段階に要する費用を予算化しようとする事業
2. 箇所を特定せずに予算化しようとする事業
3. 事業途上で行う維持管理等の事業
4. 既存施設の機能障害除去や取り壊し等の事業
5. 災害復旧に伴い必要となる事業
6. 他事業との合併施行等に伴う受託事業

佐賀県公共事業新規評価実施要綱変更に係る新旧対照表

番号	修正前	修正後
1	<p>第3 新規評価の実施</p> <p>1 新規評価の実施続き</p> <p>(2) 新規評価の実施時期は、原則として予算要求前までに行うものとする。</p>	<p>第3 新規評価の実施</p> <p>1 新規評価の実施続き</p> <p>(2) 新規評価の実施時期は、原則として予算要求前までに行うものとする。<u>但し、緊急に新規事業箇所に着手する必要が生じた場合はその都度評価を実施する。</u></p>
2	<p>第3 新規評価の実施</p> <p>3 新規評価結果の公表</p> <p>県は、当初予算が成立した後、評価調書を公表する。</p>	<p>第3 新規評価の実施</p> <p>3 新規評価結果の公表</p> <p>県は、当初予算が成立した後、評価調書を公表する。<u>但し、予算成立後、新たに事業箇所の評価を行った場合も同様とする。</u></p>